

たつの市臨時記者発表資料	
発表年月日	令和2年4月14日（火）
担当課	新型コロナウイルス感染症対策本部 （健康福祉部健康課）
電話	0791-64-3101

報道機関各位

## たつの市役所職員の勤務体制について

4月14日、「第10回新型コロナウイルス感染症対策本部会議」を開き、職員の勤務体制を決定いたしました。

### 記

#### 1 職員の勤務について

7割削減を目標とし、各部署の実情により、週当たり1～3日間の在宅勤務を行う。

なお、在宅勤務は、1日単位で行うものとする。

#### 2 実施期間

緊急事態宣言が発令されている期間

#### 3 対象職員

常勤職員（週5日勤務者）

ただし、次に掲げる職員は、対象外とする。

(1) 幹部職員（新型コロナウイルス感染症対策本部員）

(2) 新型コロナウイルス感染症対策業務を行う職員

(3) 窓口業務等、特に業務に支障が生じると認める部署の職員

#### 4 公共交通機関利用者の通勤について

公共交通機関を利用して通勤している職員については、出勤時間（フレックスタイム）をずらして他人との接触機会を減らす。

#### 5 その他

(1) 子育て中（原則未就学児）の職員については、優先的に在宅勤務とする。

(2) 学童保育等に子を預けている職員については、在宅勤務又は特別休暇とする。